

# 公 示 送 達 書

長崎市告示第482号

令和8年1月23日及び同年2月4日付けの次の者に係る書類  
(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送  
達ができないので、長崎市長(財務部収納課)が保管し、いつでも  
送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月2日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住 ( 居 ) 所	氏 名
1	差押調書(謄本) 長収第調-6216号	長崎県長崎市香焼町312番地 39	濱田 克也
2	配当計算書(謄本) 長収第調-6721号	長崎県長崎市香焼町312番地 39	濱田 克也
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。